

令和7年度 高齢者インフルエンザ予防接種・ 高齢者新型コロナワクチン予防接種のお知らせ

※インフルエンザ予防接種と新型コロナワクチン予防接種で実施期間等が異なります。

この「お知らせ」をお読みいただき、接種を希望する場合は、以下の実施場所でお受けください。

	インフルエンザ予防接種 ※1	新型コロナワクチン予防接種
実施期間	令和7年10月1日(水)～令和8年1月31日(土)	令和7年10月1日(水)～令和8年3月31日(火)
自己負担額 ※2	2,500 円	6,500 円
有効性	ウイルスの感染を完全に防ぐことはできませんが、発病を予防することや、発病後の重症化や死亡を予防することに関して、一定の効果があるとされています。	国内外で実施された研究などにより、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化等を予防する重症化予防効果が認められたと報告されています。
副反応	注射した場所の赤み、腫れ、痛みや全身性の反応として、発熱、頭痛、寒気、倦怠感等がみられます。 また、稀にショック、アナフィラキシー様症状がみられることもあります。	注射した場所の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、発熱等がみられることがあります。また、稀な頻度でアナフィラキシーなどがみられることもあります。

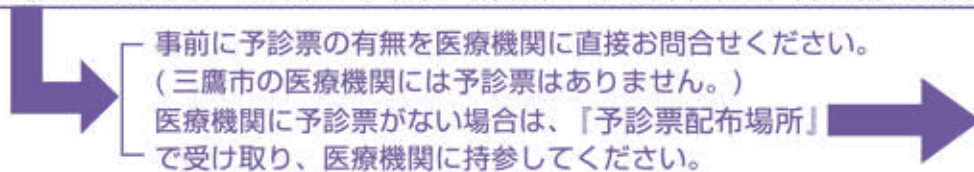
※1 この事業は、インフルエンザHAワクチンによる接種（注射）が対象です。

※2 対象者の方で、生活保護受給世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯の方が生活福祉課で発行される受給証明書等を医療機関の窓口へ提出した場合は無料です。

- ▶**対象者** 接種当日に西東京市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方
- ① 接種当日に 65 歳以上の方
 - ② 接種当日に 60 歳以上 65 歳未満であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に身体障害者手帳 1 級程度の障害がある方

▶**接種回数** 公費補助による接種は、実施期間中それぞれ **1人1回限り** です。

- ▶**実施場所**
- ◆ 2 面・3 面の西東京市実施医療機関（予診票は医療機関に置いてあります。）
 - ◆ 練馬区、武蔵野市、三鷹市、小平市、清瀬市、東久留米市の医師会加入実施医療機関



配
布
予
診
票
所

- ・保谷保健福祉総合センター 4 階 健康課
- ・田無庁舎 2 階 保険年金課 国保給付係
- ・ひばりヶ丘駅前出張所
- ・柳橋出張所

※予診票受け取りの際は、マイナンバーカード等、住所・生年月日を確認できるものをお持ちください。
また、60～64 歳の方は、障害者手帳等、状態が確認できるものをお持ちください。

※**入院・入所及び疾病等によるやむを得ない事情**がある方は、上記医療機関以外でも接種を受けることができます。

事前に市ホームページでの確認又は、健康課までお問合せください。

- ▶**持ち物**
- ① マイナンバーカード等の住所、氏名、生年月日を確認できるもの（生活保護受給世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯の方は、受給証明書）
 - ② 接種費用
 - ③ 『対象者②』の方は障害者手帳等、状態が確認できるもの

- ▶**その他**
- ◆ **このお知らせをよく読んでから予防接種を受けてください。**
 - ◆ 実施医療機関予約後（予約不要の医療機関もあります。）、接種当日に「持ち物」を持参してください。
 - ◆ 他の予防接種と間隔をあけずに接種を受けることができます。また、医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザ予防接種と新型コロナワクチン予防接種等の接種を同時に受けることができます。



〈インフルエンザ市ホームページ〉〈新型コロナワクチン市ホームページ〉

医師とよく相談しなくてはならない方

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患がある方
- ② 過去にけいれんの既往がある方
- ③ 過去に免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ④ ワクチンに含まれている成分に対してアレルギーを呈するおそれのある方
- ⑤ インフルエンザ予防接種を受ける方で、間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患がある方
- ⑥ インフルエンザ予防接種を受ける方で、インフルエンザ以外の予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ⑦ 新型コロナワクチン予防接種を受ける方で、予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ⑧ 新型コロナワクチン予防接種を受ける方で、抗凝固療法を受けている方、血小板減少症又は凝固障害のある方

予防接種健康被害救済制度について

予防接種では、極めて稀に健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。法律に基づく予防接種により、万が一、健康被害が発生し、その健康被害が「接種を受けた事によるものである」と厚生労働大臣が認定した場合には、医療費等の給付を行うなどの救済制度が設けられています。
申請に必要な手続きなどについては、健康課までお問合せください。

予防接種を受けることができない方

- ① 明らかに発熱のある方。通常、体温が 37.5 度以上の場合をいいます。
- ② 重篤な急性疾患にかかっている方
- ③ ワクチンに含まれている成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがある方
- ④ インフルエンザ予防接種を受ける方で、インフルエンザ予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した方

予防接種を受けた後の注意事項

- ① 予防接種を受けた後の 30 分間は、急な副反応が起こることがあります。
医師（医療機関）とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。
- ② 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすことはやめましょう。
- ③ 接種当日は、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

